

第 6 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 9 月 8 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第6回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月8日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第一委員会室

3 出席委員 （11名）

1 番

2 番

3 番

4 番

6 番

7 番

8 番

9 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （2名）

5 番

10 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第26号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第27号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第28号 鹿角市農業委員会による意見書の提出について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長

主 幹

副主幹

主 任

7 議事録署名委員 3 番

4 番

8 会議の概要

事務局 長	修礼を行いますので、皆様ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11名であります。欠席委員は、5番の委員、10番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による
-------	---

会 長 事 務 局 長	定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第6回総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告を申し上げます。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、よろしくご了承をお願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 3番の委員、4番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 では読ませていただきます。 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号32番から34番を議案書を基に説明】
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	説明は以上です。 説明が終わりましたので、ご質問等ありましたらご発言願います。何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の4ページをお開きください。

議 長 委 員 議 長 委 員 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。 農地法第 5 条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 議案の 5 ページをお開きいただきたいと思います。 第 5 条 【受付番号 1 8 番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたが、ここで現地調査に行った委員より補足があれば、発言をしていただきたいと思います。委員どうですか。 事務局の説明どおりで何ら補足はありません。 道路より低いか。 現在は道路より 9 0 cm 低くなっている。 ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 事 務 局 事 務 局 委 員 一 同	次に、議案第 2 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。 議案の 6 ページをお開きください。 議案第 2 5 号 農地転用事業計画変更承認申請について。 通達に基づき、承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 7 ページをお開きください。議案の 7 ページです。 【受付番号 2 番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明は終わりましたが、それでは皆様から何かご質問等あれば、ご発言願いたいと思います。何か聞きたいことあれば。 この審議の中身とは関係ないですが、設備から申請地は結構な距離があると思うが電線等はあるのか。 航空写真には写っていませんが、電線は申請地の近くまで設置されています。 また、変電所も設置されているようです。 ほかには何か聞きたいことございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声)

議 長	それではないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 2 6 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 8 ページをお開きください。 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法 1 8 条第 1 項の規定により別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 8 ページをお開きください。 農地別内訳ですけれども、以下のとおりです。 9 ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号 1 7 6 番から 1 8 4 番を議案書を基に説明】 以上です。
議 長	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。
委 員	土地の所有者の相続が済んでいない人が来た際には、事務局ではどういう対応をしているのか、教えてください。
事 務 局	法定相続人の方がいらした際には、相続をしてくださいと伝えております。
議 長	ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それではないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第 2 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 1 2 ページをお開きください。 議案第 2 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを説明します。 農地別内訳ですが以下のとおりです。 議案の 1 3 ページをお開きください。 【受付番号 2 番から 5 番を議案書を基に説明】

議 長	以上です。
委 員	ただいま事務局の説明が終わりましたけれども、何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。安保委員。
事 務 局	ちょっと確認ですけれども、そうすれば3番、4番は公社等の契約がまだ9年5か月残っているという解釈でいいということ。
委 員	受けて交代のため、そのとおりです。
議 長	分かりました。
委 員	ほかには何かございませんか。
事 務 局	一応確認ですが、土地改良区の賦課金は原則とし耕作者が払うと聞いているが、それに変わりはないのか。
議 長	原則は耕作者が払う事になっておりますが、事情があれば所有者も支払えると聞いております。
委 員 一 同	ほかには何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、最後の議案第28号 鹿角市農業委員会による意見書の提出について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	それでは15ページ、議案第28号 鹿角市農業委員会による意見書の提出について。 農地の利用等における最適化推進を効率的かつ効果的に実施するため、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、「鹿角市農業施策に係る意見書」の提出について、意見を求めます。 資料につきましては、別紙の資料をご覧ください。
議 長	以上です。
事 務 局	ただいま事務局の説明がありましたけれども、農業施策に係る意見書について、何かご質問等ございましたら、ご発言願います。何かございませんか。
委 員 一 同	何か聞きたいことあれば。
議 長	この案で市長に意見書として出すことに賛成ですか。
委 員 一 同	(「はい」の声)
議 長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	それでは、そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。